

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 19 条第 6 項に基づく
取組の実施状況の情報の公表について

福井県知事、福井県議会議長、福井県選挙管理委員会、福井県代表監査委員
福井県人事委員会、福井海区漁業調整委員会、福井県内水面漁場管理委員会

1. 目標設定項目の進捗状況

目標値（令和 7 年度）

- （１）育児に伴い合計 1 か月以上の休暇・休業を取得する男性職員の割合：100%
- （２）女性管理職割合：25%
- （３）女性課長補佐・グループリーダー相当職割合：35%

	目標値 (R7 年度)	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	伸び率 R3-R7
（１） 育児に伴い合計 1 か月以上の休暇・ 休業を取得する 男性職員の割合	100.0%	93.1%	93.4%	96.3%	91.2%	93.5%	0.4 ㊦

（各年度子どもが生まれた男性職員に占める割合）

	目標値 (R7 年度)	R4. 4. 1	R5. 5. 22	R6. 4. 1	R7. 4. 1	R8. 4. 1	伸び率 R4-R8
（２）管理職女性 割合	25.0%	18.9%	21.0%	23.2%	25.3%	25.6%	6.7 ㊦
（３）女性課長 補佐・グループリー ダー相当職の割合	35.0%	25.4%	33.4%	34.4%	35.1%	35.6%	10.2 ㊦

2. 取組実績

(1) 職員の意識改革、計画的な人材育成

○ 教育訓練・研修制度

- ・ 育児休業者復帰支援セミナーの開催【H20～】
- ・ キャリア研修の実施【H24～】
- ・ 育児休業者復帰研修の実施【H28～】
- ・ 産前産後休暇および育児休業中の職員の各種研修への参加奨励【H28～】
- ・ 育児休業復帰者向けメンター制度の導入【H28～】

○ 女性の登用

- ・ 意欲・能力がある女性職員を管理職等に積極的に登用
 - ・ 過去最多の 130 人の女性職員を管理職に登用【R8】
(女性管理職割合は過去最高の 25.6%)
 - ・ 女性課長補佐・グループリーダー相当職の登用拡大
(女性課長補佐・グループリーダー相当職の人数は、過去最多の 196 人、割合も過去最高の 35.6%)
 - ・ 部長級に過去最高の 7 人の女性を登用【R8】
- ・ 女性職員の職域拡大
 - ・ 本庁課長に農学・土木職では初めてとなる女性職員を登用【R8】

(2) 女性受験生の確保

- ・ 学生向け説明会において、女性職員による相談ブースを設置【H26～】
- ・ ホームページに先輩女性職員や子育て職員のメッセージを掲載【H26～】
- ・ 職員の仕事に関する保護者説明会の実施【H27～】

(3) 育児休業等取得推進

- ・ 男性職員のための育児に関する休暇・休業取得の手引きの作成および配布【R 元～】
【R7:同手引きを改定、所属や職員から問合せの多い内容の情報量を拡大】
- ・ 男性育休等代替要員として会計年度任用職員を配置【R2～】
- ・ 子育て支援アドバイザーによる男性職員との面談、育児サポート【R5～】
- ・ 産後パパ育休サポート金の支給【R5～R6】
- ・ 共済組合育児休業支援金の支給【R7】
- ・ 代替職員の未配置の場合、取得者業務を中心的にサポートした職員に対して勤勉手当を加算【R6～】

(4) 仕事と生活の両立

- ・ 全庁一斉消灯退庁日（ライトダウンデー）の導入【H22 導入、R 元～：ライトダウンデーを毎週水曜日に拡充、R7～：6 月議会終了後から 9 月議会開会前までは週 2 回（水・金）に拡充、R8～：8/10 の週をライトダウンウィークに設定】
- ・ 勤務時間を前倒しできる朝型勤務の導入（H27～R 元夏季）
- ・ 早出遅出勤務（午前 6 時から午後 1 時までの出勤時間を 30 分単位で選択）の対象拡大【R2～】
- ・ 勤務間インターバル(仕事を終えてから次に働き始めるまでの休息時間を 11 時間以上確保)の推奨【R2～】
- ・ サテライトオフィスの設置（奥越・二州・若狭各合同庁舎）【H29～、R4:設置場所を拡大】
- ・ “Life style shift” 若手プロジェクトチームを中心に、効率的な仕事の進め方の共通ルール（“LSS 共通ルール”）を策定【R2～】

【R8: 職員の意見をもとに共通ルールを Ver. 2.0 にアップデート (AI 活用などを追加)】

- ・在宅勤務（テレワーク）環境の整備・拡充【R2～:対象を全職員に拡大(R 元導入)、R3～:「夏のテレワーク・デイズ」実施、R4:場所を拡大、R5:毎月第4月曜を「プレミアムテレワーク Day」に設定、R6:在宅勤務手当を導入、R7:共創スペース「FIKA BASE」を整備、テレワーク場所に追加】
- ・全職員を対象にフレックスタイム制を導入【R5 導入、R7～:週休3日の割り振りができる職員を育児・介護職員のみからすべての職員に拡大、週に1回コアタイムを適用しない日を設けることができるように制度を改正】